

会計の世界へようこそ

香港・華南へ総経理やそれに準じたポジションで赴任された中には、「会計」という言葉を聞いただけで、「営業一筋で済ましたので」「技術が専門なので」と、アレルギー反応を起こされる方も多いようです。とはいえ、総経理としては、経理業務を含む会社全体をマネジメントする必要がある、このまま避けて通るわけにもいきません。そこで、このシリーズでは、これまで会計にあまり縁のなかった方へその第一歩を踏み出すきっかけを心がけるとともに、香港、中国の特有の事情にもふれていく予定です。

いろいろな種類の「会計」

「香港での機械の減価償却は何年ですか?」といったご質問をよく受けますが、実はこれだけでは答えようがありません。企業会計上の減価償却なのか、税務上のそれなのか、明確でないからです。一口に会計といってもいろいろな種類の会計が存在していますので、まず今回は、その全体像をおさえてみましょう。下の図表にあるとおり、会計の世界は、大きく二つ「制度会計」と「管理会計」に分類できます。

が、法律などの一定のルールに則って、会社の業績や実態を外部の利害関係者へ正しく報告するものです。日本の場合では、商法、証券取引法、税法という3つの法律に規定されており、商法会計は債権者保護のため、証取法会計(対象は株式公開企業が中心)は投資家保護のため、そして税法会計は課税の公平のためと、目的の異なる3つの会計制度が並存しています。実際の会社の経理実務の中では、この3種類の法律で別々に会計帳簿を作成しているわけではなく、一つの帳簿で決算数値をつくりあげ、これを各法律の要請に合わせて追加的に加工処理することになります。

「管理会計」とは、予算実績管理、部門別損益計算書や設備資金計画などのように、会社の業績を発展させるための内部管理資料で、業績評価や意思決定のための情報であり、法や制度に従うことなく会社が自由に行えます。

会計基準の国際統一化と税法の独自性

制度会計のなかで、企業会計は、情報の本質は基本的に同一で、形式や情報の開示方法に相違があるだけです。さらに近年で

は、企業活動や資金調達のグローバル化に伴い、企業会計の世界は、国際的にも統一化の方向にあります。数年前には日本の財務諸表の信頼性について欧米を中心に随分と問題視されましたが、現在では国際会計基準との相違点もかなり少なくなりました。

香港では、もともと英国会計基準をベースとしており、国際会計基準との乖離も少なかったのですが、今年の改訂により、より一層の整合性が図られました。また、中国は、今まさに新しい会計基準の草案を公開中で、これから本格的な会計ビツクバンを迎えようとしています。

一方、各国の税法会計は、その国・地域特有の政治、歴史、文化などに基づく国家政策そのものであり、その内容は相当異なっています。



斉藤 孝史
Nac-Mytsコンサルティングチーム
東京大学経済学部卒、東大大学院修了後、大手電機メーカー経理部を経て現職。国際会計基準等に関する論文多数。

監修：中小田聖一(なかおだせいいち)
NACグループ代表、Minato CPA Ltd.共同創業者、
日本国公認会計士。